

令和6年度鶴田町職員採用試験実施要項 (高校卒業程度)

【令和7年4月1日付採用予定】

令和6年6月14日

鶴田町総務課

鶴田町職員採用試験を次のとおり行います。

1 試験の職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
一般行政	若干名	①平成11年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(令和7年3月卒業見込者を含む) ②活字印刷文による出題に対応できる者 ③一級建築士又は二級建築士の免許を有する者(令和7年3月免許取得見込者を含む) ※建築職のみ
建築	1名程度	④次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ※行政(障がい者枠のみ) ア 身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書 イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターが発行する知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳
一般行政(障がい者枠)	若干名	

(注1) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 鶴田町において懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注2) 職種を重複して受験することはできません。

(注3) 大学卒業程度の試験の受験資格を有する者は高校卒業程度の試験を受験できません。

2 試験の方法及び内容

試験種別	区 分	内 容
第一次試験	教養試験 (全職種)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識(20題) 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力(20題) (40題・2時間)
	専門試験 (建築)	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築 施工(30題・1時間30分)
	性格特性 検査	公務員に求められる六つの基礎的な性格特性をみる (150項目・20分)
	職場適応性 検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係 面での性格特性を詳しくみる(150項目・20分)
第二次試験	小論文	文章による表現力、思考力等の能力について評価
	面接試験	個人面接により、職務に必要な態度、性格等について評価

3 試験日時・会場等

試験種別	試験日	試験会場	合否の発表時期及び方法
第一次試験	9月22日(日)	鶴田町内 (後日通知)	10月中旬までに第一次試験受験者全員に郵送にて通 知(合格者には第二次試験の案内)
第二次試験	11月中	鶴田町内 (後日通知)	11月末日までに第二次試験受験者全員に郵送にて通 知

※鶴田町ホームページ(<http://www.town.tsuruta.lg.jp/>)にも合格者の受験番号を掲載します。

4 申込み手続き等

(1) 提出書類

- ①鶴田町職員採用試験受験申込書
- ②履歴書
- ③最終学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書
- ④最終学校の成績証明書
- ⑤写真(4cm×3cm) 1枚 (申込書、履歴書に添付したほか)
- ⑥身体障害者手帳等の写し(一般行政(障がい者枠)を受験する方は必ず提出)

※上記書類を持参又は郵送により提出してください。

①の申込書及び②の履歴書は、鶴田町総務課人事係で配布します。直接か郵便による請求のほか、鶴田町ホームページ(<http://www.town.tsuruta.lg.jp/>)からもダウンロードできます。なお、郵便請求の場合は、94円切手を貼付し、住所氏名を記載した返信用封筒を同封してください。

(2) 受付期間及び場所

- ①受付期間 **令和6年6月24日(月)から7月26日(金)までの土・日曜日、祝日を除く日(午前8時15分から午後5時まで)**
※郵送の場合は、7月26日(金)必着
- ②受付場所 鶴田町役場2階 総務課 人事係
※郵送の場合は、封筒表面に「試験申込」と朱書きし、簡易書留で送付してください。

(3) 受験票の交付

9月2日(月)に個人宛受験票を発送予定ですが、9月6日(金)までに届かない場合は、速やかに鶴田町役場総務課人事係まで連絡してください。

5 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。採用候補者の辞退等に備え、採用予定者数より合格者が多く決定(補欠合格)されることがあり、第二次試験合格者全員が採用になるとは限りません。採用候補者名簿の有効期間内に採用通知がなければ、令和7年4月1日の採用となりません。詳しくは、第二次試験合格者へお知らせします。採用内定者については、採用の意思確認及びその他の必要書類について提出していただきます。

試験合格者は、令和7年4月1日採用の予定です。ただし、採用までに次の事項に該当することとなった場合、最終合格を取り消すことがあります。

(1) 採用試験の受験資格を有しないことが明らかになった場合

(「卒業見込」・「免許取得見込」で受験し、最終的に卒業・免許取得できなかった場合も含む。)

(2) 採用試験の申込み又は受験に関して、虚偽又は不正の行為があったことが明らかになった場合

(3) 心身の故障のため、職員としてその職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかになった場合

(4) 職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合

(5) 地方公務員法に定める「欠格条項」に該当することとなった場合

(6) 採用に関する鶴田町からの照会に応答しない場合

6 試験結果の開示について

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。試験情報の開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、直接開示場所までお越しください。ただし、土・日曜日、祝日は受け付けません。

なお、電話等による請求はできませんので、ご注意ください。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第一次試験不合格者	第一次試験の得点 及び順位	合格発表の日から1か月間	鶴田町役場総務課
第二次試験不合格者	総合得点及び順位		

7 給与・勤務条件等(令和6年4月1日現在)

(1) 初任給(新卒者の場合)

一般行政職(障がい者枠含む)、建築職(高校卒業程度) …170,900円程度

※職務経験等がある場合、一定の基準により増額されることもあります。

(2) 諸手当

6月、12月に期末・勤勉手当が、11月から3月までは寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

(3) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の8時15分から17時(休憩時間1時間)

(4) 休暇

年次有給休暇(年20日。4月1日採用の場合、採用の年に限り15日。繰越制度あり。)、病気休暇、特別休暇等

8 その他

この試験についての問い合わせ先及び郵送による申込先は、次のとおりです。

〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1

鶴田町役場 総務課 人事係

電話 0173-22-2111(内線272)

メールアドレス jinji@town.tsuruta.lg.jp

ホームページ <http://www.town.tsuruta.lg.jp/>